## 文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

## 1 改正理由

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部改正、文京区個人情報の保護に関する条例の廃止(平成五年三月条例第六号)及び文京区議会個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、規定を整備するため、改正する。

## 2 新旧対照表

(目的) 第一条 この条例は、行政情報の公開及び 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止 に関する審査請求について調査審議する ため、文京区情報公開及び個人情報保護 審査会(以下「審査会」という。)を設 置し、その組織及び運営に関し必要な事 項を定めることを目的とする。

改正後(案)

(所掌事務)

第二条 審査会は、文京区情報公開条例 (平成十二年三月文京区条例第四号)第 二十条の二第一項、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号) 第百五条第三項において準用する同条第 一項又は文京区議会個人情報の保護に関する条例(令和五年月文京区条例 (目的)

第一条 この条例は、文京区情報公開条例 (平成十二年三月文京区条例第四号。以 下「情報公開条例」という。)の規定に よる行政情報の公開及び文京区個人情報 の保護に関する条例(平成五年三月文京 区条例第六号。以下「個人情報保護条 例」という。)の規定による自己情報の 開示、訂正、削除、利用の中止又は提供 等の中止に関する審査請求について調査 審議するため、文京区情報公開及び個人 情報保護審査会(以下「審査会」とい う。)を設置し、その組織及び運営に関 し必要な事項を定めることを目的とす る。

現行

(所掌事務)

第二条 審査会は、<u>情報公開条例</u>第二十条 の二第一項又は個人情報保護条例第二十 三条の二第一項の規定による諮問に応 じ、審査請求についての調査審議を行 う。 第 号)第四十九条の規定による諮問に応じ、審査請求についての調査審議を行う。

第三条から第八条まで (略)

(調査権限等)

第九条 審査会は、必要があると認めたときは、実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ。)に対し、審査請求のあった公開決定等に係る行政情報又は保有個人情報(以下「行政情報等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報等の公開を求めることができない。

第二項から第四項まで (略)

第十条から第十六条まで (略)

付 則

(施行期日)

1この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)前に文京区個人情報の保護に 関する法律施行条例(令和五年 月 文京区条例第 号)付則第二項の規 定による廃止前の文京区個人情報の保護 に関する条例(平成五年三月文京区条例 第六号)第二十三条の二第一項の規定に よりなされた諮問であって、施行日にお いて答申がなされていないものの取扱い については、なお従前の例による。 第三条から第八条まで (略)

(調査権限等)

第九条 審査会は、必要があると認めたときは、情報公開条例第二条第一項又は個人情報保護条例第二条第九号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)に対し、審査請求のあった公開決定等に係る行政情報又は自己情報(以下「行政情報等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報等の公開を求めることができない。

第二項から第四項まで (略)

第十条から第十六条まで (略)